

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱  
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行期  
日は令和五年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすること。